

福井県報

第 324 号
令和 6 年
11月12日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

告 示

- 有害な興行の指定（456・県民安全課）……………1
- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定（457・地域福祉課）……………1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定（458・障がい福祉課）……………2
- 河川立体区域の指定（459・河川課）……………2

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（歴史博物館）……………2
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（工業技術センター）……………3
- 令和6年度狩猟免許試験の実施（自然環境課）……………3

監査委員告示

- 監査の結果に基づく措置の公表（11）……………6

告 示

福井県告示第456号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年11月12日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和6年10月30日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	ディープレズビアン とろける蜜液	佐藤組 〈新東宝映画〉
映画	テリファー0 (原題) ALL HALLOW' S EVE	ブルーク 〈アメリカ〉

福井県告示第457号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定介護機関を指定したので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月12日

福井県知事 杉本 達治

指定介護機関番号	サービスの種類	介護機関名称	介護機関住所	申請（開設）者	指定年月日
1810714483	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリセンターさばえ	福井県鯖江市旭町4丁目4番9号	社会医療法人 寿人会 理事長 木村 知行	令和6年11月5日

福井県告示第458号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年11月12日

福井県知事 杉本 達治

薬局

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者名称	代表者	開設者住所	指定日
精神通院医療	有限会社安久薬局藤島店	福井市二の宮4丁目9-8	有限会社安久薬局	代表取締役 安久 昌宏	福井市宝永3丁目10-7	令和6年11月1日
精神通院医療	やなぎや薬局	大野市元町7-23	小嶋 桂志郎		大野市元町7-23	令和6年11月1日
精神通院医療	株式会社クララ調剤薬局月見店	福井市月見3丁目1-2	株式会社クララ調剤薬局	代表取締役 堀江 崇	鯖江市舟津町2丁目5-37	令和6年11月1日

福井県告示第459号

九頭竜川水系に係る一級河川大蓮寺川について、河川法（昭和39年法律第167号）第58条の2第1項の区域を次のように指定する。

令和6年11月12日

福井県知事 杉本 達治

次の図面の赤色で着色した部分の区域

（「次の図面」は省略し、福井県土木部河川課および奥越土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

この告示は、令和6年11月17日より施行する。

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定した

ので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年11月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
福井県立歴史博物館総合管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立歴史博物館
福井県福井市大宮2丁目19番15号
- 3 落札者を決定した日
令和6年3月25日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社アイビックス
福井県福井市下馬2丁目101番地
- 5 落札金額
38,478,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和6年2月9日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年11月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る業務の名称および数量
福井県工業技術センター中央監視装置更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県工業技術センター
福井県福井市川合鷺塚町61-10
- 3 落札者を決定した日
令和6年10月23日
- 4 落札者の名称および所在地
株式会社竹澤設備
福井市二の宮5丁目1-14
- 5 落札金額

99,000,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和6年9月9日

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定による狩猟免許試験（以下「狩猟免許試験」という。）を実施するので、法施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年11月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 狩猟免許試験の期日、時間、場所および申請期間
試験は、下記の会場で開催する。

	試験日	時間	場所	申請期間
第3回	令和7年2月24日(月・祝)	10時30分から 16時30分まで	サンドーム福井 福井ものづくりキャンパス 越前市瓜生町5-1-1	令和6年11月25日(月)から 令和7年1月28日(火)まで

2 狩猟免許試験の内容

- (1) 適性試験(視力、聴力および運動能力)
- (2) 知識試験(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣に関する知識、猟具に関する知識および鳥獣の保護管理に関する知識)
- (3) 技能試験(猟具の取扱い、鳥獣の判別および距離の目測(第一種銃猟免許または第二種銃猟免許受験者に限る。))

3 狩猟免許試験の受験資格

試験を受けることができる者は福井県内に住所を有する者で、法第40条第2号から第6号までのいずれにも該当しない者。ただし、網猟免許およびわな猟免許については18歳以上(試験日現在)の者、第一種銃猟免許および第二種銃猟免許については20歳以上(試験日現在)の者に限る。

4 受験等の手続

試験を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、狩猟免許申請書(以下「申請書」という。)にそれぞれ次に掲げるものを添付して、申請者の住所地を管轄する各農林総合事務所林業・木材活用課、嶺南振興局林業水産部林業・木材活用課または嶺南振興局二州農林部林業水産課(以下これらを「鳥獣関係行政機関」という。)に提出すること。

(1) 証明写真 1枚

(無帽、正面、上三分身および無背景の本人像を申請日前6か月以内に撮影したもので、大きさは縦3.0cm、横2.4cmとする。なお、裏面に氏名および撮影年月日を記入すること。)

(2) 猟銃・空気銃所持許可証の写し 1通

(申請者が銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合)

(3) 医師の診断書 1通

(申請者が法第40条第2号から第4号のいずれにも該当しないことを証するもので、申請日前6か月以内に診断されたもの。ただし、申請者が猟銃・空気銃所持許可証の写しを提出した場合、医師の診断書を提出する必要はない。)

(4) 返信用封筒 1通

(110円分の郵便切手を貼り、宛先として申請者本人の郵便番号、住所および氏名を記入したもの)

5 狩猟免許試験の手数料の納入

免許1種類につき5,200円

(現に有効な狩猟免許を受けている者が、これと異なる種類の狩猟免許を受けようとする場合は、免許1種類につき3,900円)に相当する福井県収入証紙を申請書の所定欄に貼り付けること、またはコンビニ支払い・クレジット払いにより申込番号を申請書の所定欄に記入すること。

6 合格者の発表

試験の結果については、試験終了後受験者に郵送で合否を通知し、合格者には3月下旬に鳥獣関係行政機関を通じて狩猟免許を交付する。

7 その他

試験の結果については、合格発表の日から1か月間、福井県エネルギー環境部自然環境課内において口頭による開示請求を行うことができる。開示する内容は、知識試験、技能試験の得点および適性試験の合否とする。

受験等の手続その他試験に関する問合せは、福井県エネルギー環境部自然環境課(電話0776-20-0306)または次の表に掲げる鳥獣関係行政機関宛てに行うこと。

名称	住所地	郵便番号	連絡先
福井農林総合事務所 林業・木材活用課	福井市松本3丁目16-10 福井合同庁舎	910-8555	0776(21)8213
坂井農林総合事務所 林業・木材活用課	坂井市三国町水居17-45 坂井合同庁舎	913-8511	0776(81)3223
奥越農林総合事務所 林業・木材活用課	大野市友江11-10 奥越合同庁舎	912-0016	0779(65)1492
丹南農林総合事務所 林業・木材活用課	越前市上太田町41-5 南越合同庁舎	915-0882	0778(23)4961
嶺南振興局林業水産課 林業・木材活用課	小浜市遠敷1丁目101 若狭合同庁舎	917-0297	0770(56)2218
嶺南振興局二州農林部 林業水産課	敦賀市中央町1丁目7-42 敦賀合同庁舎	914-0811	0770(22)0291

監査委員告示

福井県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項および第15項の規定により措置を講じた事項について、次のとおり公表する。

令和6年11月12日

福井県監査委員 山本 建
同 松崎 雄城
同 五十嵐 昌子
同 伊藤 和弘

福井県知事からの措置報告

監査対象機関	1 総務部による調査により国費の受入手続に不備が認められた所属 (1) 健康福祉部長寿福祉課 (2) 農林水産部水産課 2 全庁的な再発防止策を担う所属 (1) 総務部財政課 (2) 総務部人事課 (3) 会計局審査指導課
監査結果の報告を受けた年月日	令和6年9月4日
監査の結果	<p>監査を行った結果、特に措置を講じる必要があると認められた事項があったので、下記のとおり勧告する。</p> <p>なお、全庁調査については、監査対象機関から提出された関係書類に基づき、聞取りを中心とした監査を行った限りにおいて、適正に行われたものと認められた。</p> <p>1 勧告事項</p> <ul style="list-style-type: none">○ 水産庁所管の令和5年度国庫補助金（水産物供給基盤機能保全事業他）について、会計法第48条に基づく法定受託事務に係る手続不備により、著しく多額（458,554千円）の収入未済が発生していた。 同じく、令和元年度国庫補助金（マハタ種苗生産施設整備事業）について、平成30年度に水産庁への交付申請を失念し、翌年度に繰越された本来交付されるべき補助金185,814千円が交付されなかった。 ＜農林水産部水産課＞○ 厚生労働省所管の令和5年度国庫補助金（介護保険関連システム保守委託・改修・整備事業）について、厚生労働省への事前調査の回答に報告漏れがあり、本来交付されるべき補助金1,650千円が交付されなかった。 ＜健康福祉部長寿福祉課＞ <p>上記の事項について、次のとおり勧告する。</p> <p>事務手続の不備により、国費を受入れできなかった事案が複数発生していたこと、また、事案が発生した時点でその事実が庁内で共有されず、全庁的な再発防止策が速やかに講じられなかったことは大変遺憾である。 今後、このような事案が二度と発生することがないよう、実効性のある再発防止策を確実に実施するよう勧告する。</p> <p>2 意見</p> <p>監査結果を踏まえ、次のとおり意見を提出する。</p> <p>(1) 国費事務の担当所属（法定受託事務として国の会計事務を行う所属）はもとより、会計事務に携わるすべての職員の国費事務に関する理解促進を図るとともに、事務処理に精通した職員を複数養成し、</p>

	<p>職員間で支援できる体制を確立されたい。</p> <p>(2) 国費事務に関する全庁的なチェック体制を強化するため、事務の進捗状況等を一元的に管理・確認する体制を速やかに構築されたい。</p> <p>(3) 国費事務はもとより、会計事務全般についてのリスク評価と自己点検が適切に行われるよう、「福井県内部統制推進要領」のチェックシート等を見直すとともに、内部統制制度によるチェックが有効に機能するよう、全庁的な意識醸成を図られたい。</p> <p>(4) 人事異動時における事務引継の際には、年間スケジュールや懸案事項、特に注意する事項などを確実に伝達するよう職員に周知されたい。</p> <p>(5) 職員一人ひとりが仕事の達成感を感じられ、誇りとやりがいを持って働ける職場となるよう、業務量や職場環境に応じた適切な人員配置に努められたい。</p>
措置の内容	<p>DXも活用した次の再発防止策をできることから速やかに実施し、全庁的に徹底する。</p> <p>1 組織的なチェック体制の構築</p> <p>(1) 全庁で一元的に管理するチェックシステムを構築（9月運用開始）</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで所属ごとに作成していたチェックシートを見直し、予算編成システムや財務会計システム、アダムス（官庁会計システム）のデータを取り込んだチェックシステムを構築し、全庁で一元的に管理 チェックシステムで業務が遅れている所属を把握し、担当者を含む所属の複数職員や各部政策推進グループの担当者に対し、システムから自動で注意喚起のメールを送信 <p>(2) 体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 各所属において、チェックシステムの入力状況を一元的に監督する管理者を選任するとともに、所属長を含めた複数人でのチェック体制を徹底 各部において、政策推進グループに部内の国費事務を総括管理する担当者を選任し、チェックシステムにより、部内の状況を確認・指導 総務部財政課、会計局審査指導課に国費事務の担当者を置き、年度末の決算見込額やチェックシステムにより、全庁の状況を確認・指導 <p>(3) 確実な国費受入れのため、全庁的に早期の事務処理を徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 各所属において、早期に決算見込額を確定し、原則、国費の請求を3月下旬までに実施 例年2月に審査指導課から発出している通知「年度末における国費事務の適正な執行について」を、3月末、4月中旬にも再度発出し、注意喚起 年度末には、行政情報ネットワーク端末起動時に、全職員に対して、国費受入れに係る注意喚起をポップアップで表示 <p>(4) 内部統制制度の項目に国費関連のチェック項目を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制制度のリスク一覧および自己点検表に「国費事務」の項目を追加するとともに、国費事務に関する事項を全庁的な重点取

	<p>組事項に加えて、各所属が確認することにより、リスクに関する意識を醸成</p> <p>2 個人の習熟度の向上</p> <p>(1) 国費事務の大枠、考え方を理解する研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 課内に国費事務を適正に執行できる職員を複数育成するため、国費事務の業務の概要、スケジュール、国費事務全体の中で担当者が実施する業務の位置付けなど、基本的な考え方を理解する研修を実施 審査指導課において、アダムスに関する研修を新たに開催し、システムの入力方法などを習得 階層別研修で行っている「財務会計事務研修」に国費事務を追加するとともに、会計事務ポータルでの国費事務に関する情報発信を充実し、会計事務に携わる全ての職員の国費事務に関する理解を促進 よくある問い合わせに対応できる生成AI窓口の開設 事務処理期限など、国費事務に関する職員からの質問に答えるチャットボット機能の導入 <p>(3) 引継書と口頭による丁寧な引継ぎの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 引継ぎは、引継書と口頭の両方により行うとともに、グループリーダー等が同席して情報共有を徹底 引継書には、年度当初に処理する業務、年間スケジュール、業務の懸案事項、ミス防止に関する注意点などを記載 <p>3 ミスを事前に防ぐ組織風土の醸成</p> <p>(1) コンプライアンス推進会議における庁内の情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年開催しているコンプライアンス推進会議において、近年の会計事務の注意点や過去の事案も含めた情報共有と注意喚起を実施 <p>(2) 声掛け、相談しやすい職場環境の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理職等は、日頃から部下とコミュニケーションを取り、業務の進捗状況を確認できるように、マネジメント研修や1on1ミーティングを通して、風通しの良い職場環境づくりを推進 毎年実施している組織および定員管理において、各所属の業務量や職場環境に応じた適切な人員配置を実施
--	---

